

令和4年9月5日
世田谷保健所健康推進課

妊娠を望む区民へのサポート(相談・啓発等)の充実について

1 主旨

- ・妊娠した区民への相談支援に関する区の実施は、ネウボラ面接等の体制構築など、支援体制を整えてきた。
- ・令和4年度から特定不妊治療が保険適用となり、医療面ではさらなる普及が期待できる。一方、妊娠を希望する区民に対して、妊活から妊娠、不妊治療等に関するサポートは十分ではなく、体制を整える必要がある。
- ・具体的には、妊活による心身への負担の大きさや、相談者の年齢層及び相談内容の特性等を踏まえた、相談への敷居が低くかつ不妊治療に関する最新医療も含めた専門性の高い相談体制の充実を図る。あわせて、不妊や妊娠についての区民への理解促進と啓発に重点を置いて取り組みを進めていく。

2 世田谷区の妊娠・出産に関わる状況

- ・令和2年の区における全出産数のうち、35歳以上で出産する方が47.2%、かつ、40歳以上で出産する方が12.7%あり、全国及び東京都と比較して高齢出産が多い。
- ・令和4年度から特定不妊治療が保険適用となったことから、区の費用助成は終了した(令和3年度までに開始した特定不妊治療への費用助成を最後)が、区の特定不妊治療費用助成件数は、令和2年度1,455件、令和3年度1,924件であり、ここ数年増加傾向である。

3 妊娠を望む区民へのサポート充実の方策

不妊治療に悩んでいる区民、不妊治療をこれから始めようと思っている区民、将来子どもを持ちたいと思っている区民(当事者や家族等)を対象とした相談および区民への啓発について、事業者委託により実施する。

(1) 専門家による個別相談

① 主な相談内容

- ・不妊・不育等の検査や治療に関すること、医療機関への相談方法等
- ・将来の妊娠のための健康管理(プレコンセプションケア)、性感染症の予防等
- ・家族及び周囲の理解と協力、仕事との両立、メンタルヘルス、里親制度の紹介 他
*個別相談において、DVや長引くメンタルの相談等については、すみやかに区へ報告させ、適切な相談先へ繋がるよう相談者に働きかける。

② 実施方法

- ・若い世代や就労世代が時間を選ばず相談できるよう、SNSを活用したオンライン(テキストメッセージ)及び通話による相談
- ・希望により匿名(ニックネーム等)での相談が可能
- ・専門家(不妊症看護認定看護師・臨床心理士・胚培養士等)による助言
- ・相談回数に制限を設けない

(2) 区民への理解促進と啓発(講演会の実施)

①主な啓発内容

- ・妊娠・出産の正しい知識、将来の妊娠のための健康管理（プレコンセプションケア）
- ・不妊（男性不妊を含む）に関する正しい知識と社会への理解促進 他

②実施方法

対面又はオンライン開催（年1回以上）

4 事業手法

上記3（1）（2）の対応が可能な事業者に委託し、選定はプロポーザルにより行う。

5 必要経費

・歳出

委託料 1, 100千円【令和4年度途中からの3か月分】

・歳入

都 東京ユースヘルスケア推進事業(区市町村補助事業)補助金
補助率10/10 令和4～6年度（3年間）

6 その他

- ・区のおしらせ、ホームページ、公式ツイッター等で事業周知するとともに、産婦人科等関係機関に周知依頼する。
- ・都補助事業が終了予定の令和6年度に事業評価を行う予定。

7 今後のスケジュール（予定）

令和4年	9月	プロポーザル手続開始
	12月	事業者決定
		福祉保健常任委員会報告
令和5年	1月	区民周知、事業開始